

四日市市告示第272号

四日市市広告掲載要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年 3月31日

四日市市長 森 智広

四日市市広告掲載要綱の一部を改正する要綱

四日市市広告掲載要綱（平成18年四日市市告示第382号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(審査機関) 第5条 (略) 2 (略) 3 市WEBページに掲載する広告に関する審査の場合は、前項に定める委員に <u>デジタル戦略課長</u> を加えるものとする。 4から7まで (略)	(審査機関) 第5条 (略) 2 (略) 3 市WEBページに掲載する広告に関する審査の場合は、前項に定める委員に <u>ICT戦略課長</u> を加えるものとする。 4から7まで (略)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(財政経営部管財課)